

別紙様式第六十九 (平10蔵令164・全改、平12蔵令69・一部改正)

根拠法規：外国為替の取引等の  
報告に関する省令  
主務官庁：財 務 省

外貨証券売買契約状況報告書

( 年 月 日約定分)

財務大臣 殿  
(日本銀行経由)

報告年月日： \_\_\_\_\_  
報告者： \_\_\_\_\_  
名称及び  
代表者の氏名 \_\_\_\_\_  
所在地 \_\_\_\_\_  
責任者記名押印 \_\_\_\_\_  
又は署名 \_\_\_\_\_  
担当者の氏名 (電話番号) \_\_\_\_\_

一般売買

(単位：千米ドル)

証券の種類	居住者の買入額	居住者の売却額	純買入額
株式			
債券(除く短期証券)			
短期証券			
譲渡性預金証書			
コマーシャル・ペーパー			
その他			
合計			

条件付売買(現先売買)

(単位：千米ドル)

取引区分		買入(売却)額	売戻し(買戻し)額	純買入(売却)額
居住者の買現先	短期			
	中長期			
居住者の売現先	短期			
	中長期			

- (記入要領)
- 「責任者記名押印又は署名」欄には、報告の提出について授權された者が記名押印又は署名すること。
  - 「一般売買」欄には、外貨証券の受渡決済を伴う売買契約(条件付売買を除く。)の締結の日(外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、外貨証券の受渡決済を行うことが確定した日)の当該契約の状況を記入すること。
  - 「居住者」には自社を含む。
  - 米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
  - 「短期証券」欄には、原契約期間が1年以内の証券の合計額を記入すること。
  - 報告対象の日において、元本の償還金の受領があった場合は、当該償還金額を各区分に応じ、「居住者の売却額」欄にかっこ書(外書)すること。

(日本工業規格 A 4)

付 表

外貨証券売買契約状況報告書（大口取引分）  
（ 年 月 日約定分）

債券等 [該当分に○]  
株 式 [債券等、株式ごとに別業とすること]

報告者の名称 \_\_\_\_\_

	銘 柄	市 場	額面金額	売買金額	利 率	償還期限	受 渡 日
居住者の買入			原通貨 千単位	千米ドル	%	年月日	年月日
居住者の売却							
償 還							

- (記入要領)
- 1 報告書の対象となる取引のうち、同一銘柄の額面金額が1千万米ドル以上のもの（米国財務省証券にあっては、同一銘柄の額面金額が3千万米ドル以上のものを、また、株式にあっては、同一銘柄の売買金額が1千万米ドル以上のものについて記入して差し支えない。）並びにユーロ円債（外国において発行又は募集した本邦通貨表示の証券をいう。）及び円リンク債（外貨証券のうち、当該外貨証券の引受契約調印時において、当該外貨証券の表示通貨又は償還金を本邦通貨に固定させているものをいう。）について、記入すること。
  - 2 債券等にあっては、当該債券等の受渡決済を伴う売買契約（条件付売買を除く。）の締結の日（外国有価証券市場における有価証券先物取引と類似の取引、外国有価証券市場における有価証券の売買に係る有価証券オプション取引と類似の取引、有価証券先渡取引又は有価証券の売買に係る有価証券店頭オプション取引については、当該債券等の受渡決済を行うことが確定した日）の当該契約の状況を記入すること。
  - 3 株式にあっては、「額面金額」、「利率」、「償還期限」の各欄の記入を要しない。
  - 4 「額面金額」欄には、原通貨単位で記入し、通貨名を明記すること。
  - 5 「売買金額」欄には、米ドル以外の通貨については米ドルに換算の上、記入すること。
  - 6 上記様式に記入することができない場合は、日本工業規格 A 4 の用紙により上記事項の順序に従って記入するか、別紙を添付して差し支えない。

(日本工業規格 A 4)